

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に係る  
京都府「体験の機会の場」認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。）に基づき、京都府内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供される土地又は建物の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 京都府内において、体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（事業者、個人及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「個人、民間団体等」という。）に限る。）は、別表1に掲げる書類を添付のうえ、規則様式第7により申請書を知事に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- (1) 法第20条第4項各号に該当する者
- (2) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等である者

(認定要件)

第3条 知事は、認定申請の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定め、体験の機会の場として認定することができる。

- (1) 京都府内における体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（体験の機会の場として提供される土地若しくは建物の全部が京都市にある場合又は土地若しくは建物が2以上の府県にまたがる場合を除く。）の申請であること
- (2) 法及び基本方針等に照らして適切なものであること
- (3) 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと
- (4) 適切な計画が定められていること
- (5) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること
- (6) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと
- (7) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと
- (8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若

しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われているものであること

- (9) 安全の確保その他の適切な管理が行われていること
- (10) 申請者及び当該事業の実施者が暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと
- (11) 認定の申請に係る土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有していること

(認定に係る協議等)

第4条 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ府教育委員会に協議するものとする。

(認定等の通知)

第5条 知事は、認定をした場合においては、法第20条第6項の規定に基づき、別記様式第10号により、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、法第20条第7項の規定に基づき、別記様式第11号により、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の変更等届出)

第6条 認定を受けた体験の機会の場合を提供する個人、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは、同条第8項の規定に基づき、変更事項に係る第2条第1項に掲げる書類を添付して、規則様式第8により、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会の場合の提供を行わなくなったときは、法第20条第8項の規定に基づき、規則様式第9により、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出は、当該変更のあった日又は提供を行わなくなった日から30日以内に届け出なければならない。

(認定を受けた体験の機会の場合に係る周知等)

第7条 知事は、認定をしたときは、法第20条の3第1項の規定に基づき、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。

- 2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨の表示をすることができる。

(報告)

第8条 認定民間団体等は、法第20条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した別紙を添付し、別記様式第12号により、その運営状況を知事に報告しなければならない。

- (1) 前年度における認定に係る体験の機会の中で行う事業の実施状況
- (2) 前号の事業に係る収支決算
- (3) 安全確保のための取組実績
- (4) スタッフに対する事前安全講習会の実施状況

2 規則第12条第1項の知事が定める日は、翌年度の6月末日とし、規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定するものとする。

(助言・現地調査等)

第9条 知事は、法第20条の4第2項に規定する助言等のほか、必要に応じて現地調査をすることができる。

(認定の有効期間の更新)

第10条 認定民間団体等は、有効期間の更新を受けようとする場合には、法第20条の2第2項の規定に基づき、規則様式第10号により、有効期間が満了する日の30日前までに知事に申請しなければならない。

2 前項の認定については、本要領第2条から第5条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 法第20条の6第1項各号に該当するとき
- (2) 認定民間団体等が暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等と判明したとき

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、法第20条の6第2項の規定に基づき、別記様式第13号により、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

(庶務)

第12条 この要領に関する事務は、総合政策環境部脱炭素社会推進課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月28日から施行する。

別表 1

添付書類	様式
①申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面	様式第1号
②申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類	様式第2号
③認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	様式第3号
④申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の、事業計画書及び収支予算書	様式第3号・4号
⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	様式第5号・6号
⑥認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	様式第7号
⑦認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書	様式第8号
⑧申請者及び当該事業の実施者の暴力団又は暴力団員、暴力団密接関係者でない旨の誓約書	様式第9号
⑨申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日より3箇月以内のものに限る）	
⑩申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日より3箇月以内のものに限る）又はこれらに準ずるもの (1) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書 (2) 財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書 (3) その他の団体については、団体規約等（団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの）	
⑪認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日より3箇月以内のものに限る）又はこれに準ずるもの	
⑫その他参考となるべき事項を記載した書類	

別表 2

変更した事項	添付する書類（申請時に提出した書類のうち変更したもの）
①氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名	別表 1 の①、⑧、⑨、⑩
②体験の機会の場の名称及び所在地	別表 1 の③、④、⑦、⑪、⑫
③当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	別表 1 の③、④、⑤、⑥、⑫
④認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲	別表 1 の③、④、⑤、⑥、⑫
⑤認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	別表 1 の④、⑥、⑫